

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

日本中央競馬会

平成〇〇年〇月〇日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由

* この処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求若しくは行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えができます。

行政不服審査法に基づく審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法の規定により日本中央競馬会理事長に対して行わなければなりません。

行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日本中央競馬会を被告として提起しなければなりません。(訴訟において日本中央競馬会を代表する者は日本中央競馬会理事長となります。)なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

ただし、この決定について行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

〈本件連絡先〉
総務部 情報公開室
(担当者名)
電 話 :